

# 東方官衙南地区の調査

## —第162-1次

### 1 はじめに

本調査は、個人住宅建設にともなう事前調査として実施した。調査地は橿原市高殿町地内で、高殿集落の北側、常楽寺の北東約150mに位置する。調査区は、住宅建設予定地内に南北7m、東西4mの規模で設定した。調査区周辺では、住宅建設などにともなう事前調査がこれまでも数度実施されており、中世の柱穴や溝、近世の土坑などが検出されているが、東方官衙の様相がうかがえる遺構はほとんど確認されていなかった。

### 2 調査成果

**基本層序** 基本層序は、上層から旧宅解体時の整地土（厚さ10～20cm）、灰褐色砂質土（畑耕作土、厚さ20cm）、黒灰色砂質土（藤原宮造営にともなう整地土、厚さ15～35cm）、明灰黄砂質土（藤原宮造営以前の堆積層、厚さ55cm以上）である。現地表面は海拔高74.5m前後、藤原宮期の面は74.2m前後をはかる。黒灰色砂質土は、藤原宮大極殿院や朝堂院などで確認される第一次整地、あるいは第二次整地なのか断定できないが、遺構との兼ね合いからすると第二次整地にともなう整地土である可能性が高い。

確認された遺構は、掘立柱建物2棟、掘立柱塀1条、掘立柱穴1基、溝1条である。建物や塀は、いずれも藤原宮期の整地土から柱穴が掘り込まれている。建物は東西ないしは南北方向に整然と並ぶが、塀だけやや振れる。東西掘立柱塀SA10922 調査区南端から北3m付近を東西に横断する掘立柱塀だが、やや北側へ振れる。柱間1.5m（5尺）、柱掘方は一辺0.9～1m、深さ0.25m。東側の柱穴は、SD10924を埋めた土の上面から掘り込まれる。柱穴の重複関係からSB10921に先行し、藤原宮期の整地後の遺構では最も古い。

**掘立柱建物SB10920** 調査区西壁に大型の柱穴が南北方向に3基確認できた。南北2間以上、柱間3m（10尺）。柱掘方は一辺1.5m前後、北端の柱穴は深さ約0.8mであるのに対し、南端の柱穴は1.4mを超える。その点を加味して、南端の柱穴が建物南東の隅柱に相当すると考えるのが妥当と判断し、掘立柱建物と推定した。また、調

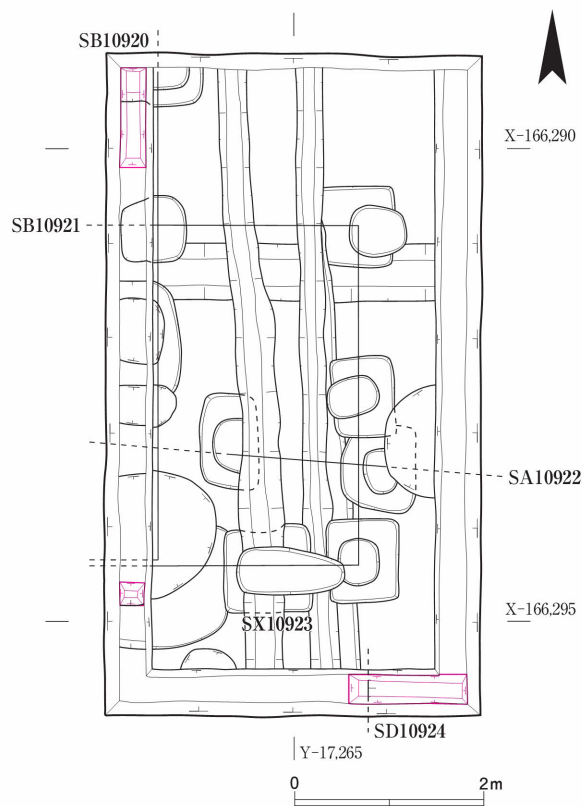


図98 第162-1次調査遺構図 1:80

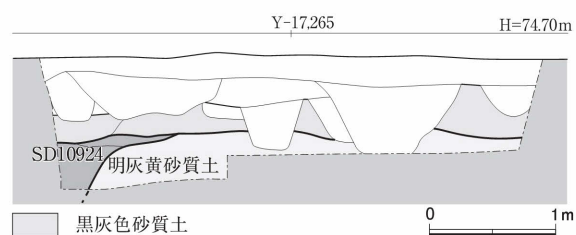


図99 南壁断面図 1:60

査区北端の柱穴からすると、さらに北側へ柱筋が延びることが予想されるため、南北棟建物とみるのが妥当だろう。東方官衙内において類似した規模の柱穴は、藤原宮第67次調査で確認された官衙ブロックの正殿SB7600がある（『藤原概報 23』）。このことからすると、SB10920は官衙正殿、あるいはそれに準じる規模の大型建物であった可能性がある。

**掘立柱建物SB10921** 調査区中央部で東側柱列と推定できる柱穴を確認した東西2間以上、南北2間の建物。柱間は東西2.4m（8尺）、南北1.8m（6尺）。柱掘方は一辺0.9m、深さ0.25m。南北柱列を東妻とみると、東西棟建物であった可能性が高い。

南北溝SD10924 調査区東壁から西へ1.2m付近に西の肩がとおる素掘溝。東西幅1.2m以上、深さ0.45m以上。大型の溝と推定され、肩部は緩やかな傾斜だが、すぐに底部に向かって急傾斜となる。溝内は、青灰色粘質土が堆積するが、その上は黒灰色砂質土および黄褐色砂質土により整地されている。こうした層位的特徴からSD10924は、第二次整地以前の所産と判断できる。

掘立柱穴SX10923 調査区南壁中央より北へ1mほどの地点で確認された掘立柱穴。柱掘方は一辺0.95m、深さ0.55m。SB10921の柱掘方がSX10923の柱抜取穴に先行することから、SB10921廃絶以降の所産であろう。調査区内では1基しか確認できなかったため、塀あるいは建物にともなうか不明である。(青木 敬)

### 3 出土遺物

土器 整理用木箱1箱分の土器が出土した。古代以外の出土土器は、縄文土器、古墳時代中期の須恵器や埴輪、中世の白磁、青磁、瓦器椀、土師器皿・羽釜がある。古代と考えられる土器は少なく、いずれも破片だが、SB10921の南東隅柱穴から土師器坏C、坏H、高坏H、甕が、北東隅柱穴からは須恵器平瓶が出土している。SB10921出土土器は、その特徴からみて7世紀後半の所産と考えられる。

ここでは縄文土器について図示した(図100)。調査区から縄文土器片が3点出土しており、1・2は排水溝、3はSB10921の柱穴から出土している。いずれも深鉢であり、外面にはLRとRLからなる羽状縄文を施す。3は上端を屈曲させる形態であり、屈曲部内外面には煤が付着している。これらの特徴から、本調査区出土の縄文土器は、いずれも縄文前期後半の所産と考えられる。

(高橋 透)

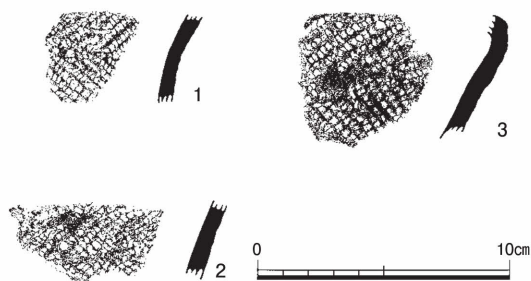


図100 第162-1次調査出土縄文土器 1:3

瓦類 瓦は少量が出土している。古代の瓦は、軒平瓦1点(6643C)、平瓦6点、丸瓦1点が出土した。中近世の瓦も平瓦7点、丸瓦2点、棧瓦1点が出土した。

その他 サヌカイト製の石鏃1点、サヌカイト剥片4点が出土した。

### 4 まとめ

今回の調査成果は大きく3点ある。まず、藤原宮期と推定できる建物や塀を複数確認し、東方官衙南地区の様相の一端が把握できた点である。なかでもSB10920は、柱穴規模が大きいことから正殿、あるいはそれに近いクラス的大型建物だったと推定され、今回の調査区一帯が官衙中枢部であった可能性を示唆する。本調査区内における遺構密度からみて、周辺にも同様に建物や塀が展開していたことが予想できる。

既往の調査で、第一次整地後に設けられた南北方向の運河SD1901Aをはじめ、宮造営にかかわる水路が設けられていたことがあきらかになっている。今回の調査で、第二次整地に先行するSD10924の存在が判明したことが第二の成果である。今回は部分的な検出にとどまり、遺物の出土が少なかったため、その年代と性格を詳細に把握するにはいたらなかったが、本遺構が藤原宮造営にかかわる溝であった可能性がある。なお、本調査区の北方約70mにある藤原宮第33-4次調査区では、SD10924に相当する溝が確認されていない(『藤原概報12』)。よってSD10924はふたつの調査区間で収束するか、東西のいずれかに折れると推定できる。

本調査区内における古代の遺構変遷は、SA10922→(SB10920)→(SB10921)→SX10923と4時期に分かれる。SB10920とSB10921の前後関係は不明だが、出土遺物ならびに藤原宮期の整地土を掘りこんで建てられていた層位の特徴からみて、第162-1次調査区に展開する建物や塀は、藤原宮期の所産である可能性が高い。藤原宮期において数次の遺構変遷がうかがえる。

さいごに、破片ではあるが縄文時代前期後半の土器が出土したことも成果として明記される。近傍では当該時期の遺構・遺物の出土例がこれまでほとんどなかった。今回の調査により、調査区および周辺で縄文時代前期から土地利用があったことが明らかになった。(青木)